



第 27 回体協総務発第 198 号  
平成 27 年 10 月 30 日

本会加盟・準加盟団体  
事務局長 殿

公益財団法人 日本体育協会  
事務局長 河内 申博



文部科学省設置法の一部を改正する法律等の施行（スポーツ庁の設置）について（通知）

平素より本会スポーツ推進事業に多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、去る平成 27 年 10 月 1 日に文部科学省の外局として「スポーツ庁」が設置され、今後のスポーツ行政を一元的、総合的に推進する体制が整備されました。

これに伴い、文部科学省から別添のとおり文部科学省設置法の一部を改正する法律等の施行（スポーツ庁の設置）について通知がありました。

貴団体におかれましては、このたびの改正についてご了知の上、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないようご対応いただきますとともに、貴団体関係諸機関への周知及び各種事業での連携、協力体制の構築を取り進めていただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

【添付資料】

平成 27 年 9 月 30 日付 27 文科ス第 410 号

「文部科学省設置法の一部を改正する法律等の施行（スポーツ庁の設置）について（通知）」(写)

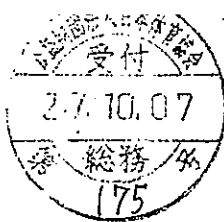
【本件に関するお問合せ先】

公益財団法人日本体育協会

総務部総務課

TEL : 03-3481-2200

FAX : 03-3481-2284



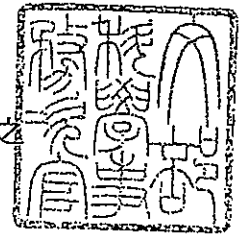
27文科ス第410号  
平成27年9月30日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 青 少 年 教 育 振 興 機 構 理 事 長  
各 ス ポ ー ツ 関 係 団 体 の 長

殿

文部科学事務次官

土 屋 定 之



(印影印刷)

### 文部科学省設置法の一部を改正する法律等の施行（スポーツ庁の設置）について（通知）

文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成27年法律第21号。以下「改正法」という。）の公布については、平成27年5月20日付け27文科ス第181号によりお知らせしましたが、平成27年10月1日より改正法が施行され、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置されます。

これに伴い、平成27年9月18日に文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第328号。以下「整備令」という。）及びスポーツ審議会令（平成27年政令第329号）が公布されるとともに、平成27年9月30日に文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成27年文部科学省令第32号。以下「整備省令」という。）が公布され、いずれも同年10月1日より施行されます。

既にお知らせしている改正法の概要並びにこのたび公布された整備令、スポーツ審議会令及び整備省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

スポーツ庁の設置により、従来文部科学省が取り組んできたスポーツ選手の育成や地域におけるスポーツの推進に加えて、国民生活における多面にわたるスポーツの役割をより一層高めていくため、スポーツを通じた健康の保持増進や地域社会の再生、国際的地位の

向上など、多数の府省に関連する施策を総合的に推進していくこととしています。地方公共団体におかれては、スポーツ担当部局と、教育、地域振興、公園管理、社会福祉・健康増進担当部局その他の関係部局間の緊密な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

※ 条文等の関係資料は、文部科学省のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1358001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1358001.htm)

(文部科学省ホームページ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第189回国会における文部科学省成立法律(平成27年1月26日～) > 文部科学省設置法の一部を改正する法律)

## <添付資料>

添付1 スポーツ庁の設置について(施策の概要)

添付2 スポーツ庁の組織構成と主な業務

## 記

### 第1 改正法等の概要

#### 1. 改正法の概要

##### (1) 文部科学省の任務及び所掌事務の改正

- ① 文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めることとすること。(第3条関係)
- ② 文部科学省の所掌事務に、次の事務を追加することとすること。(第4条関係)
  - ア スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
  - イ スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
  - ウ 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

##### (2) スポーツ庁の設置

- ① 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とすること。(第13条及び第14条関係)
- ② スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とすること。(第15条関係)
- ③ スポーツ庁は、その任務を達成するため、(1) ②のアからウまでのほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどることとすること。(第16条関係)

#### 2. 整備令の概要

- (1) スポーツ・青少年局を廃止すること。(第2条関係)
- (2) 生涯学習政策局の所掌事務を再編し、同局に新たに青少年教育課を置くこと。(第4条、第24条及び第29条関係)
- (3) 初等中等教育局の所掌事務を再編し、同局に新たに健康教育・食育課を置くこと。(第5条、第32条及び第41条関係)

- (4) スポーツ庁に次長及び審議官それぞれ1人を置くこと。(第83条及び第84条関係)
- (5) スポーツ庁の内部部局について定めること。(第85条から第91条まで関係)
- (6) スポーツ庁にスポーツ審議会を置くこととし、その所掌事務について定めること。(第92条関係)
- (7) その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

### 3. スポーツ審議会令の概要

- (1) スポーツ審議会（以下「審議会」という。）の組織及び委員等の任命について、①から③までを規定すること。(第1条及び第2条関係)
  - ① 審議会は、委員20人以内で組織するものとし、委員は、学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命すること。
  - ② 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるものとし、臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命すること。
  - ③ 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命すること。
- (2) 委員の任期は2年とし、委員は、再任されることが出来るものとする。(第3条関係)
- (3) 審議会に会長を置き、委員の互選により選任すること。(第4条関係)
- (4) 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。(第5条関係)
- (5) 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとする。(第6条関係)

### 4. 整備省令の概要

- (1) スポーツ庁の課等に置かれる室及び職について定める等所要の改正を行うこと。(文部科学省組織規則の一部改正関係)
- (2) その他関係省令について、所要の規定の整備等を行うこと。

## 第2 留意事項

### 1. 改正法について

スポーツ庁は、第1の1.(1)②のアからウまでに掲げる改正法により文部科学省設置法に追加された事務のほか、従前の文部科学省の所掌事務である例えば地域スポーツの推進や競技力向上等のスポーツの振興、学校体育(運動部活動を含む。)の振興、スポーツに関する国際交流等のスポーツ関係事務を所掌すること。

### 2. 整備令及びスポーツ審議会令について

- (1) 平成27年10月1日のスポーツ庁設置の際には、添付2のような組織再編を行い、従前のスポーツ・青少年局学校健康教育課の所掌事務(学校における保健教育の基準

の設定に関する事務を除く。)は初等中等教育局健康教育・食育課に、また、従前のスポーツ・青少年局青少年課及び参事官(青少年健全育成担当)の所掌事務は生涯学習政策局青少年教育課に、それぞれ移管されること。

- (2) スポーツ審議会は、スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること等、整備令による改正後の文部科学省組織令第92条第2項に規定する事務を所掌すること。これに伴い、従前の中央教育審議会スポーツ・青少年分科会は廃止され、これに併せて、健康教育に関する調査審議は初等中等教育分科会に、青少年教育及び青少年健全育成に関する調査審議は生涯学習分科会に、それぞれ移管されること。なお、学校における体育及び保健教育の基準に関する調査審議は、引き続き初等中等教育分科会が所掌すること。

本件連絡先

スポーツ庁政策課企画係

電話：03-5253-4111 (内線 2673)

# スポーツ庁の設置について

## スポーツ基本法（平成23年）の制定

- スポーツを通じた社会発展の理念の実現が必要
- ✓ 全ての国民のスポーツ機会の確保
- ✓ 健康長寿社会の実現
- ✓ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化
- ✓ 行政改革の方針を踏まえたスポーツ庁の設置検討

## 2020オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

- 開催国として、政府一丸となった準備が必要
- ✓ 国際公約としてのスポーツによる国際貢献の実施
- ✓ 国民全体へのオリンピックビズムの普及
- ✓ 開催国としての我が国の競技力の向上
- ✓ 健常者・障害者のスポーツの一体的な推進

## スポーツ庁創設

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる

社会の実現を目指す。（基本法前文より）

### 健康寿命延伸、医療費抑制

#### 厚労省

- ・健康増進
- ・高齢者、障害者福祉

- ・健康増進に資するスポーツの機会の確保
- ・障害者スポーツの充実

### スポーツ庁

#### スポーツ行政を総合的に推進

- （文科省の旧来からのスポーツ振興）
- ・地域スポーツの推進
- ・学校体育・武道の振興
- ・国際競技力の向上
- ・スポーツ界のガバナンス強化
- ・オリパラムーブメントの推進

- ・Sport for Tomorrowの実施
- ・国際競技連盟（IF）の役員ポスト獲得支援 等

#### 外務省

- ・スポーツを活用した外交の展開（国際交流、経済協力等）
- ・Sport for Tomorrowの実施 等

#### 国際交流・国際貢献

スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。

### 地域社会の活性化

- 国交省、農水省、環境省
- ・公園整備等
- ・観光振興、地域振興

- ・スポーツを行える多様な場の創出
- ・スポーツを通じた地域おこしへの支援

- ・産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

#### 経産省

- ・スポーツ施設・用品産業

#### 国民経済の発展

# スポーツ庁の組織構成と主な業務

## スポーツ・青少年局

(うちスポーツ関係 3課1参事官)

76人

局長

大臣官房審議官

中央教育審議会

スポーツ・青少年分科会

スポーツ・青少年企画課

総括・管理業務、スポーツ・青少年分科会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、スポーツ施設の整備、スポーツ団体のガバナンス改善

スポーツ振興課

地域スポーツクラブの育成、指導者の育成、スポーツの安全確保、スポーツ選手のキャリア形成支援、障害者スポーツの振興

競技スポーツ課

選手強化への支援(強化拠点・強化費)、国際大会の招致、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備、国際交流、ドーピング対策

参事官(体育・青少年スポーツ担当)

学校体育・運動部活動、武道の振興、子供の体力の向上

青少年課/参事官(青少年健全育成担当)

(充て職)

学校健康教育課

## スポーツ庁

(5課2参事官)

121人(新規増7人、他府省からの再配属23人を含む。)

長官

次長

審議官

スポーツ審議会

政策課

総括・管理業務、スポーツ審議会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、武道の振興、国内外の動向調査、戦略的広報

学校体育室

(学校体育・運動部活動)

健康スポーツ課

国民へのスポーツの普及、予防医学の知見に基づくスポーツの普及、地域スポーツクラブの育成、子供の体力向上、スポーツの安全確保

障害者スポーツ振興室

(障害者スポーツの充実)

競技スポーツ課

選手強化への支援(強化拠点・強化費)、医・科学を活用した競技力向上策の開発

国際課

国際大会の招致、国際交流、ドーピング対策、スポーツを通じた国際貢献、世界のスポーツ界への積極的関与(人材育成・派遣等)

オリンピック・パラリンピック課 ※時限

オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進(Sport for Tomorrowの推進等)、2020年東京大会に向けたスポーツ団体等との調整

参事官(地域振興担当)

スポーツをできる多様な場の創出(地域スポーツ施設の充実等)、スポーツを通じた地域おこしへの支援

参事官(民間スポーツ担当)

スポーツ団体のガバナンス改善、スポーツ人材・指導者の育成、スポーツ選手のキャリア形成支援、産業界との連携促進

生涯学習政策局

青少年教育課

初等中等教育局

健康教育・食育課